

**再開発促進地区における拠点整備基本構想策定業務
公募型プロポーザル参加表明書等評価要領**

1. 評価対象者

公募型プロポーザルの参加資格要件すべてを満たす参加表明書等の提出者（以下「応募者」という。）。

2. 参加表明書等の評価について

(1) 評価基準（評価項目・配点）

評価項目	配点
① 応募者の実力	10
② 管理技術者・主任技術者の経験及び能力	10
合 計	20

(2) 業務遂行能力の評価基準

① 応募者の実力（10点）

ア) 平成18年4月以降に契約履行が完了した業務実績（5件まで）

- a. 鉄道駅や官公庁の庁舎を含む区域における拠点整備に関する基本構想又は基本計画の策定業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績
：1件あたりの評価点を2.0とする。
- b. PFI法に基づく事業に係るPFI等導入可能性調査業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績
：1件あたりの評価点を1.0とする。

イ) 業務実績の評価

上記ア)の各業務実績の評価点を合計した値を応募者の業務実績の評価点とする。

② 管理技術者・主任技術者の経験及び能力（各5点、計10点）

1) 業務実績（各4点、計8点）

ア) 平成18年4月以降に契約履行が完了した業務実績（3件まで）

- a. 鉄道駅や官公庁の庁舎を含む区域における拠点整備に関する基本構想又は基本計画の策定業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績
：1件あたりの評価点を4.0とする。
- b. PFI法に基づく事業に係るPFI等導入可能性調査業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績
：1件あたりの評価点を2.0とする。

※個人の業績については、以前に所属していた企業での実績も評価対象とする。

イ) 業務に携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の評価係数	主任技術者の評価係数
管理技術者又はこれに準じる立場	1. 0	1. 0
主任技術者又はこれに準じる立場	0. 5	1. 0
担当技術者の立場	0. 2 5	0. 5

ウ) 業務実績の評価

上記ア) の業務実績ごとに上記イ) の評価係数を掛け合わせ、これを合計した値を3件で除した値（少数第3位を四捨五入）を配置予定技術者の業務実績の評価点とする。

なお、業務実績が2件以下の場合でも、評価点の合計値を3件で除して評価する。

2) 保有資格（各1点、計2点）

ア) 保有資格

評価事項			評価点
保有資格	管理技術者 ・ 主たる担当技術者	技術士（総合技術監理部門（選択科目は「都市及び地方計画」に限る）の資格を有している。	0. 5
		技術士（建設部門（選択科目は「都市及び地方計画」に限る）の資格を有している。	0. 5
		シビルコンサルティングマネージャ（RC CM）のうち、専門技術部門が「都市計画及び地方計画」である資格を有している。	0. 5

※ 技術士：技術士法に規定された国家資格とする。

※ R C M M：（一般社団法人）建設コンサルタンツ協会により付与されたものとする。

イ) 保有資格の評価

上記ア) の各保有資格の評価点の合計値を配置予定技術者の保有資格の評価点とする。ただし、配置予定技術者ごとの評価点の上限は1点とする。

以 上